

第4回 古賀市基本構想審議会資料

序論・基本構想案

【地域保健・福祉分野】

令和3年6月3日
古賀市経営戦略課

総合計画の目次構成

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

2 計画の構成・期間

第2章 計画策定の背景

1 社会経済動向

2 全市的な特性と動向

第3章 分野別の現状と課題

1

2

3

4

.

.

.

第4章 市の重要政策課題

1 人口減少への対応

2 産業構造の変化への対応

3 社会経済状況の変化への対応

第2編 基本構想

第1章 都市イメージ

第2章 まちづくりの方向性

1 基本指標

2 土地利用構想

第3章 施策の大綱

1 政策体系図

2 基本目標

(1) 基本目標

政策1-1

.

(2) 基本目標

政策2-1

政策2-2

.

(3) 基本目標

政策3-1

.

第3章 分野別の現状と課題：地域保健・医療

健康でいきいきとした生活を送ることは、すべての世代の誰もが望む願いです。本市の健康寿命は、男女とも延びてきているものの、高齢者の増加は顕著であり、2040年頃には団塊ジュニア世代が高齢期に入り、さらに高齢化率が上昇することが予想され、社会保障の経費の増大が懸念されます。100歳以上の人口も年々増加し、「人生100年時代」ともいわれるなか、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、発症予防や早期発見・早期治療、重症化予防などに努めながら、主体的に健康づくりに取り組むこと、その取組を社会全体へ広めていくことにより、健康寿命を延ばしていくことが重要です。

本市の国民健康保険被保険者の一人当たり医療費は年々増加し、全国平均や福岡県平均より高い値で推移しており、生活習慣病関連疾患が多くを占めています。生活習慣病は予防が可能であり、その発症及び重症化予防に取り組むことが必要です。特に高齢化に伴い糖尿病患者が増加すると考えられ、糖尿病が骨粗鬆症や認知症に関連があること、要介護（支援）認定者の新規認定に至った原因疾患が、認知症、骨折、筋骨格系疾患、脳血管疾患が多いことから、糖尿病の発症及び重症化予防が最優先の課題と考えられます。また、日本人の死因の第1位であるがんの罹患率は、本市でも年々上昇しています。特に若い世代のがん罹患は、肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた生活の質の低下にもつながると考えられます。

本市では、地域の公民館等を拠点に健康づくりを進める「ヘルス・ステーション」の設置や「歩いてん道」を活用した地域ウォーキングなどの開催、大学と連携した市民の健康づくりの推進、健康づくり等関連サポーターの育成、「健康チャレンジ10か条」の普及啓発など、市民が生涯にわたって生きがいを持ち、健やかな生活を送るための支援に取り組んでおり、今後も、地域やさまざまな主体と連携し、市民一人ひとりの健康づくりを支えることが必要です。また、かかりつけ医・歯科医を持つことにより、市民が安心して健康管理などを相談でき、病気の早期発見・早期治療など適切な対応につなげることができます。

感染予防、症状の軽減及びまん延防止のための予防接種の効果や公衆衛生の向上により、全国的に感染症の罹患者数は減少していますが、結核や麻しん、風しん等については、海外からの渡航者や予防接種未接種者等を中心に集団感染が起こっています。さらに新型コロナウイルス感染症など新たな感染症の発生に対応して、迅速で適切な情報提供や対応が求められています。

政策2-1 地域保健の推進と医療との連携促進

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

すべての世代の市民が自分の健康に関心を持ち、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことで、生涯にわたって健康な生活を続けているまち

■ 施策とその方向性

1 人とまちの健康づくりの推進

「自分の健康は自分でつくり・守る」という考えのもと、市民が自分の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を身につけ、個人や家族で主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、情報発信や普及啓発の強化、健康について自ら学び実践する人材の育成などを通じ、市民一人ひとりにあった健康づくりを促進します。

市民がライフステージに応じた身体活動や運動、食育などを通じて健康づくりに取り組むことができるよう、また、健康づくりを地域や職場等に広げ、市全体の健康水準の底上げを図るため、地域や学校、企業などさまざまな団体と連携し、主体的な取組を活発化させ、健康を支える環境づくりを推進します。

2 保健の充実と医療連携

市民が健康的に暮らし続けられるよう、特定健診やがん検診の受診、かかりつけ医受診などの促進や保健指導の強化により、生活習慣病やがんなどの発症予防や早期発見・早期治療、重症化予防につなげます。

市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医と地域の中核的な医療機関との連携の促進や、在宅医療や在宅介護の推進のためのネットワークづくり、休日診療体制の確保など、地域医療体制を充実させます。

市民生活に重大な影響を及ぼす感染症の発症予防とまん延防止を図るため、感染症に関する知識や情報等の周知啓発と迅速かつ適切な対応ができる体制を確保します。

第3章 分野別の現状と課題：高齢者福祉

本市の高齢化率は、全国平均や福岡県平均より低いものの年々上昇しており、2045年頃まで上昇し続け、75歳以上の後期高齢者の増加に伴う一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、医療・介護サービスが必要な要介護（支援）認定者の増加も見込まれます。

多くの高齢者は、介護が必要になっても自宅で暮らすことを望んでいます。住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送るためには地域の支え合いや助け合いが必要だと考えている高齢者が多くいる一方で、そのような支え合いや助け合いがないと感じている人も少なくありません。本市では、自宅でできる介護予防として「家トレ」、運動や音楽を通じた介護予防として「いきいきボールピック」や「生き生き音楽交流会」などの活動を推進してきました。今後は、高齢者自身が身近な地域での健康づくり活動や介護予防活動に参加するだけでなく、豊かな知識や経験を活かして地域の担い手となるなど、地域住民や各種団体が互いに連携、協力して支え合い活動を充実させ、地域の課題解決に繋げていくことが必要です。

高齢者が増加し続けるなか、老々介護や介護の担い手不足、介護者の負担の増加などの課題が深刻化していくとともに、生活困窮や80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題などの世帯の複雑化・多様化した問題も顕在化していくものと考えられ、分野を超えて関係機関が連携し、支援していく必要があります。認知症高齢者の大幅な増加も懸念されるなか、本市では市内の全小中学校や企業、地域で認知症サポーター養成講座の開催などに取り組んでおり、今後も認知症に対するさらなる理解促進や認知症の人とその家族を支える仕組みづくりが重要となります。

政策2-2 介護予防と高齢者福祉の推進

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

心のふれあいや地域の支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるまち

■ 施策とその方向性

1 みんなで支え合う介護予防の推進

高齢者が、健康に生きがいをもって暮らしていけるよう、地域での介護予防の担い手を育成し、身近な地域のつどいの場における運動や音楽等を通じた住民の交流や自主的な介護予防活動を推進します。

また、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止するための支援を一体的に推進します。

2 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実

高齢者やその家族が抱える複雑化・多様化した問題の解決に向け、包括的な相談体制を充実します。また、高齢者の権利を擁護するために、成年後見制度の普及、虐待防止に取り組みます。

認知症高齢者やその家族が地域で安心して生活することができるよう、認知症に関する理解を促進するための啓発や人材育成、早期発見・早期対応のための体制強化などに取り組みます。

医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で本人が望む自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉などさまざまな分野の関係機関との連携を強化し、在宅医療や介護など、サービスの安定的な提供や介護人材の確保、地域、ボランティア、企業、団体等のさまざまな主体が連携して高齢者の困りごとを解消するような支え合いによる地域生活の支援を促進します。

序論

第3章 分野別の現状と課題：障がい者福祉

本市の身体障がい、精神障がい、知的障がいにより障がい者手帳を所持する人は増加傾向にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は大幅に増加しています。障がいを理由に差別を受けたり嫌な思いをする人が依然としており、特に知的障がいのある人や精神障がいのある人は差別を受けたと感じている人の割合が高く、障がいや障がいのある人についての理解促進は課題となっています。

障がい福祉サービスの利用や相談件数は増加しています。特に、発達障がいの認知や早期発見が進んだことなどから、障がい児の通所サービスの利用は大きく伸びています。また、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもの増加が見込まれ、その看護や介護を担う家族の負担軽減も必要となっています。障がいのある人が日々の暮らしのなかで直面する課題は移り変わり、本人やその家族のニーズも変化していきますが、適切な医療や障がい福祉サービス等の支援につながない人や、世帯の中で、障がいだけでなく、家族の高齢化、経済的な困窮など、複雑化・多様化した課題を抱えている状況もみられ、それぞれの障がいの特性や生活のしづらさに応じた支援、分野を超えた連携が必要とされています。

障がいのあるなしに関係なく、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し、自己実現が可能な社会が求められるなか、「働く」ということは、社会参加の機会となることに加え、自立や生活の安定にもつながります。本市では近隣自治体やさまざまな関係機関と連携し、模擬合同面接会や職場体験、事業所向けセミナーなど、障がいのある人の雇用・就労の促進に取り組んできました。現在就労をしていない障がいのある人の中にも、就労を希望している人がおり、今後も障がいのある人の就労促進に向けた取組を一層進めていく必要があります。

趣味や生きがいを持ちたいと望む障がいのある人も多くいますが、余暇活動をするうえで、一緒に活動する仲間がいないことや、活動についての情報が不足しているという課題もあります。障がいのある人が地域で生活していく上で、障がいのある人同士やその家族同士の出会いや交流は重要であり、さまざまな場面で活動に参加できる機会づくりを進める必要があります。

基本構想

政策2-3 障がい者福祉の推進

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし、地域の一員として自分らしい生き方を選択できるまち

■ 施策とその方向性

1 地域で安心して生活するための支援の充実

障がいのある人もない人も地域社会の一員としてともに暮らし、支え合うことができるよう、障がいや障がいの特性に応じた配慮についての理解を促進するとともに、差別の解消や虐待の防止に取り組みます。

障がいのある人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく生活していくために、相談支援の充実、ライフステージやニーズに応じた適切な障がい福祉サービスの提供、福祉・介護・地域等のさまざまな機関との連携などにより、複雑化・多様化する課題に包括的に対応します。

障がいのある子どもが、その能力と可能性を最大限に伸ばし、地域の同世代の子どもや人々との交流等を通して、地域社会の一員として豊かに生きることができる生活基盤の形成を図るとともに、障がいのあるなしに関わらず、子どもたちが障がいへの理解を深めることができるよう、可能な限りすべての子どもがともに教育を受けるインクルーシブ教育を推進します。また、医療的ケアが必要な子どもやその家族のニーズに応じた支援を行います。

2 自分らしさを発揮できる社会参加の促進

障がいのある人の社会参加の機会の拡充と自立や生活の安定を図り、さまざまな可能性の中から自分らしい生き方を選択できるよう、文化芸術活動やスポーツ活動に対する支援や出会いと交流の場づくりを推進するとともに、就労への意欲の向上、障がい者雇用に対する理解の促進など、障がいのある人の就労を障がい福祉サービス事業所や企業などの関係機関と連携して支援します。

第3章 分野別の現状と課題：地域福祉・自立支援

少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加などを背景に、地域とのつながりが希薄化していると感じている人や、生活する上での困りごとを抱えている人が増えており、ひきこもりや 8050 問題など、社会的に孤立し支援につながらないまま、高齢の親の介護サービス利用をきっかけに問題が顕在化することもあります。

育児や介護の悩み、失業、借金、生活困窮等、市民が抱える課題は複雑化・多様化しており、従来の子育て、障がい、介護といった分野別の支援体制では対応が困難になっています。また、これらの課題を抱える市民が、誰にも相談できず社会的に孤立し、必要な公的支援・福祉サービスを受けることができず、精神疾患を抱えたり自殺に追い込まれたりすることもあります。

高齢者のみの世帯の増加に伴い、普段の生活の中でごみ出しや買い物などに困りごとを抱える世帯が増加しています。また、民生委員・児童委員をはじめ地域を支える担い手の確保も課題となっています。複雑化・多様化するニーズに対応するためには、支え手・受け手という関係を越えて、地域住民がそれぞれの役割を持ち、自助、互助、共助、公助により運動しながら、ともに支え合うことのできる地域社会の実現が求められています。

景気動向や社会情勢の変化による失業、高齢、病気、障がいなどによる就労困難、無年金・低年金などが原因で経済的に困窮する世帯の中には、利用できる制度を知らないまま問題が進行してしまうケースもあるため、早い段階で必要な支援につなぐことが重要です。また、就労による自立を望む市民が、就職のための情報提供を受け、就労に必要な知識を習得し能力を向上させることができるよう、支援が必要です。特に子どものいる家庭については、子どもの将来が、生まれ育った環境で左右されることがないよう、世代を超えた貧困の連鎖を断つことが求められています。

政策2-4 地域福祉の推進と包括的支援の充実

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

地域住民が支え手・受け手という関係を越えて支え合い、困りごとを独りで抱え込まず支援を受けることで、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまち

■ 施策とその方向性

1 困ったときに頼り合える地域福祉の推進

身近な地域の中で、誰もが気軽に集い交流することができる場づくりをはじめ、孤立せず社会とつながるための地域活動への参加支援や見守り活動を促進します。

また、市民が主体的に地域にある身近な生活課題を把握し、地域の支え合いで解決できるよう、民生委員・児童委員、自治会等近隣住民、ボランティア、NPO、企業などの関係者が協力・連携できる互助・共助の体制づくりを推進します。

2 自立支援の推進と包括的支援の充実

生活に困窮する人に、個々の状況に応じた相談対応や住まいの確保、就労支援、家計への助言など自立に向けたきめ細かな支援を推進します。

また、課題が深刻化しないよう、早期に適切な支援につなぐ仕組みを整備するとともに、複雑化・多様化した課題、制度の狭間にある課題について総合的に相談を受け止め、関係機関が連携しながら解決を図ることができるよう、包括的支援を充実します。特に子どものいる家庭については、貧困の連鎖を断ち、すべての子どもが夢と希望をもって成長していくことができるよう支援します。